

## 個人所得に係る 主な税制改正の概要

平成21年度(20年分)以降の適用分

### 1 寄附金控除の拡充

個人住民税における寄附金控除が従来の所得控除方式から税額控除方式に変わり、控除対象額も拡充されます。

また、対象となる寄附金のうち、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、一定の限度まで住民税・所得税合わせて対象となる額全額が控除されます。

	平成20年度以前	平成21年度以降
控除対象の寄附金	地方公共団体 (市区町村・都道府県) 住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字社の支部	地方公共団体(市区町村・都道府県) 住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字社の支部 都道府県又は市区町村が指定した団体
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除適用対象金額	10万円を超える額	5千円を超える額
都道府県共同募金会又は日本赤十字社支部へ寄附した場合の控除額	適用対象金額×控除率 (市区町村民税6%、 都道府県民税4%)	適用対象金額×控除率 (市区町村民税6%、都道府県民税4%)
都道府県又は市区町村が指定した団体へ寄附した場合の控除額	なし	適用対象金額×市区町村民税 6% 適用対象金額×都道府県民税 4% (都道府県又は市区町村の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当一方にかかる控除率のみを適用)
地方公共団体へ寄附した場合の控除額	適用対象金額×控除率 (市区町村民税6%、 都道府県民税4%)	アとイの合計額を税額控除 ア「地方公共団体に対する寄附金(※1)-5千円」×10% イ「地方公共団体に対する寄附金(※1)-5千円」× (90%-0~40%(所得税の税率))(※2) ※1 複数の団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額 ※2 イの額は、個人住民税所得割額の1割を限度 イの(0から40%)とは、6段階からなる所得税の税率を表しており、そのうち寄附者に適用される所得税の最も高い税率を適用
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%

## 2 公的年金からの特別徴収制度の導入

公的年金受給者の納税の便宜や個人住民税徴収の効率化を図るため、公的年金に係る所得に対する市県民税を公的年金から天引きする制度（特別徴収制度）が導入されます。

- 1 対象となる方・・・平成21年4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方。  
ただし、次の場合は特別徴収の対象とはなりません。  
(1) 老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満である場合  
(2) 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える場合
- 2 対象となる税額・・・公的年金等に係る所得に対する市県民税の所得割額及び均等割額  
(給与所得に係る特別徴収と公的年金等に係る特別徴収の両方がある場合は、「均等割額」は、給与所得に係る特別徴収かから徴収します。)
- 3 実施時期 平成21年10月の支給分から

## 3 個人の減価償却制度

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、各年分において不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入された金額の累計額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後において、次の算式により計算した金額を償却費の額として償却を行い、1円まで償却することとされました。

$$\text{(算式) 償却費の額} = (\text{取得価格} - \text{取得価格の}95\% \text{相当額} - 1 \text{円}) \div 5 \text{年}$$